

令和6年5月27日

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

富谷市監査委員 眞山 巳千子
富谷市監査委員 佐藤 浩 崇

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

公の施設名 富谷宿観光交流ステーション「とみやど」

所管課 経済産業部 産業観光課

指定管理者 株式会社 1038

監査の範囲 公の施設の管理及び業務運営に関する事務執行について

第3 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ① 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、関係法令等に根拠をおき、適正かつ公正に行われているか。
- ② 施設の管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。また、必要事項が適正に記載されているか。
- ③ 施設の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

(2) 指定管理者関係

- ① 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。
- ⑤ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

第4 監査の主な実施内容

当該施設を所管する部署に関し、主に令和5年度の出納その他事務の執行が適正に行われているかどうか、また、令和5年度に実施した監査において指摘した事項が改善されているかについて、あらかじめ関係書類の提出を求め精査するとともに、所管課長から説明を聴取し監査を行った。

第5 監査の実施日及び場所

所 管 課 令和6年5月27日(月) 富谷市役所監査委員室

第6 監査の結果

監査の着眼点に留意して監査を行った結果、令和5年度に実施した監査において指摘した事項は改善されており、指定管理者との協定の締結も適正に行われていた。

また、施設管理及び業務運営に関する事務執行についても協定に基づき適正に執行されていると認められた。